

（注）自己査定基準の適切性の検証欄は省略。下線部が改訂部分。

（ 現 行 ）			（ 改 訂 案 ）		
項 目	自己査定結果の正確性の検証	備 考	項 目	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債権の分類方法 (2) 信用格付	(前略)	(注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第4項ホの規定による格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。	1. 債権の分類方法 (2) 信用格付	(前略)	(注) 「格付機関」とは、「企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4第4項第1号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件」による格付機関をいう。以下同じ。
(3) 債務者区分	特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。  (中略)		(3) 債務者区分	特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。  (中略)	(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。
② 要注意先	ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。  (中略)  (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。  (中略)		② 要注意先	ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。  (中略)  (ロ) 中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。  (中略)	(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。
③ 破綻懸念先	特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。		③ 破綻懸念先	特に、中小・零細企業等については、必ずしも経営改善計画等が策定されていない場合があり、この場合、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない。	(注) 左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を参照。

(注) 自己査定結果の正確性の検証欄は省略。下線部が改訂部分。

（ 現 行 ）			（ 改 訂 案 ）		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	備 考
1. 債権の分類方法 (1) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係	( 前 各 )		1. 債権の分類方法 (1) 金融機能再生緊急措置法における債権区分との関係	( 前 略 )	
④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、 <u>和議</u> 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。		④ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、 <u>再生手続</u> 等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権である。	

## 金融検査マニュアル（信用リスク検査用マニュアル）新旧対照表

（注）下線部が改訂部分。

### ○ 自己査定に関する検査について

#### 【 現 行 】

#### V. 自己査定結果の正確性の検証

##### 2. 抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

なお、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、抽出率を下げるなど検査の効率化に努めるものとする。

#### 【 改 訂 案 】

#### V. 自己査定結果の正確性の検証

##### 2. 抽出基準

抽出基準については、被検査金融機関の規模、資産内容、前回検査の結果、検査人員、検査期間等を総合的に勘案のうえ、主任検査官が決定するものとする。また、主任検査官は、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、検査の効率化の観点から、原則として与信額が2,000万円又は資本の部合計（会員勘定合計）の1%のいずれか小さい額未満の与信先については自己査定結果の正確性の検証を省略することができるものとする。さらに、これに加え、必要に応じ、抽出率を下げることができるものとする。

なお、主任検査官は、立入検査開始後においても、検査の実効性確保の観点から、必要に応じ、抽出基準を変更できるものとする。

○ 自己資本比率等に関する検査について

【 現 行 】

Ⅲ. 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握

自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令）第21条の2等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同施行規則第21条の3第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。

【 改 訂 案 】

Ⅲ. 自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握

自己資本比率の低下に対する金融機関の対応策の把握に当たっては、まず、追加的に必要な償却・引当を当該決算期に行った場合の自己資本比率を算定し、当該算定結果について、被検査金融機関に示して、その内容についての確認を得るものとする。

また、今後、追加的に必要な償却・引当を行うに当たって、被検査金融機関がどのような対応策を検討しているのかを的確に把握するものとする。具体的には、償却財源（今後の収益見通し、資産の売却等）、資本増強計画、リスク・アセット対策等について、被検査金融機関の今後の対応策を的確に把握するものとする。

次に、当該対応策の妥当性を検討し、妥当な対応策に基づき追加的に必要な償却・引当額の処理を行った結果として、翌決算期において自己資本比率がどの程度となるのかを確認し、主任検査官と被検査金融機関及び会計監査人との認識を一致させるものとする。

さらに、当該決算期及び翌決算期における自己資本比率の水準が「銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令」（内閣府・財務省令）第1条等に定める早期是正措置の発動基準に該当する可能性があるかを検証する。

その際、同命令第2条第2項及び第3項の規定等に該当しないかを検証する。